

唐津市介護職員等就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員を確保することにより介護施設等において安定した介護サービスを提供するため、市内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した者に対し予算の範囲内で唐津市介護職員等就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援を実施する市内の事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護施設等での身体介護、生活支援若しくは看護に従事する者、居宅での訪問介護若しくは訪問看護に従事する者又は介護施設等の利用者に提供するサービスの計画作成に従事する者をいう。
- (3) 常勤職員 週35時間以上又は1月140時間以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤職員 週20時間以上又は1月80時間以上勤務する者をいう。
- (5) 資格等 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修（旧訪問介護員2級養成研修課程）修了者、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、准看護師及び介護支援専門員をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去に介護職員等として勤務歴がない者又は過去に介護職員等として勤務歴があり、介護施設等を退職して2年以上経過した者であって、令和5年4月1日以後に介護施設等に介護職員等として就職し、就職した日から継続して3年以上の勤務が見込まれるもの
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない者

2 介護職員等が従事する業務（以下「介護業務」という。）と他の業務を兼務している場合は、定期的に介護業務に従事する場合に限り、介護職員等を含むものとし、支援金の交付対象とする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、常勤職員にあつては15万円とし、非常勤職員にあつては10万円とする。ただし、交付対象者が資格等を有する常勤職員である場合は、5万円を加算する。

（支援金の交付申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、唐津市介護職員等就職支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護施設等勤務証明書（第2号様式）
- (2) 資格等を有する旨を証する書類の写し（資格等を有する常勤職員に限る。）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 履歴書
- (5) 住民票の写し（市外在住者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、就職した日から起算して6月経過した日から1年以内とする。ただし、当該申請期限までに提出できない特別な事由があると認められるときは、この限りでない。

3 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書兼請求書の提出により、なされたものとみなす。

（支援金の基準日）

第6条 交付申請日を基準日とし、基準日における勤務状況により常勤職員及び非常勤職員並びに資格等の判定を行う。

（支援金の交付決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の交付を決定するとともに、その額を確定し、

その旨を唐津市介護職員等就職支援金交付決定及び額の確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、第5条の規定による申請の内容を審査し、支援金を交付しないことと決定したときは、唐津市介護職員等就職支援金却下通知書（第5号様式）により理由を付して通知するものとする。

（現況報告）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が就職した日から2年及び3年を経過した時点において、支援金の交付を受けた者に対し、勤務状況等を確認するための介護施設等勤務証明書の提出を求めるものとする。

（支援金の返還等）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 支援金の交付を受けた者が就職した日から3年以内に退職したとき。
- (2) 支援金の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

- 2 前項各号に定める支援金の返還の額は、次の各号により算定する。

- (1) 前項第1号の規定による返還 退職した日の翌日が属する月から、就職した日から3年を経過する日の前日の属する月までの月割り
- (2) 前項第2号の規定による返還 全額

（支援金の返還の免除）

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 退職した日から30日以内に市内の介護施設等に介護職員等として再就職したとき。ただし、介護施設等の廃業又は休業により退職した場合は、退職した日から60日以内に市内の介護施設等に介護職員等として再就職したときとする。
- (2) 本人の病気又は怪我により介護業務を続けることが困難な状態にあるとき。
- (3) 本人の妊娠、出産等の事由によるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後に介護施設等に介護職員等として就職した者を対象とする。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

唐津市介護職員等就職支援金交付申請書兼請求書

唐津市介護職員等就職支援金交付要綱第3条に掲げる要件を全て満たすため、同要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請し、支援金を請求します。

- 1 申請額兼請求額 金 円
- 2 勤務先事業所名
- 3 勤務形態
- 4 勤務開始年月日
- 5 支援金振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人（カタカナ）			

6 添付資料

- (1) 介護施設等勤務証明書（第2号様式）
- (2) 資格等を有する旨を証する書類の写し（資格等を有する常勤職員に限る。）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 履歴書
- (5) 住民票の写し（市外在住者に限る。）
- (6) 振込先口座の通帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ この申請書の提出をもって、次に掲げる事項について承諾します。

- (1) 申請者について、唐津市補助金等交付規則（平成17年唐津市規則第42号）第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会すること。
- (2) 交付決定の確認に当たって、市が保有する申請者の情報を利用すること。
- (3) 申請者の勤務に関する情報又は居住地に係る情報について、市長が必要と認めるときは、申請者が勤務する介護施設等に照会すること。
- (4) 申請者が勤務する介護施設等が、前号に掲げる情報を市へ提供すること。

第2号様式（第5条、第8条関係）

介護施設等勤務証明書

勤務者 住所

氏名

枠内を雇用主で記入してください。

勤務先	名 称 所在地
業務内容	
勤務形態	常勤 ・ 非常勤
資格等の有無	有（ ） ・ 無
雇用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務時間	週に（ ）時間勤務又は1月（ ）時間勤務
上記の事項について事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 雇用主 所在地 法人名 代表者職・氏名 電話番号	



第3号様式（第5条関係）

誓 約 書

私は、唐津市介護職員等就職支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて真実と相違ありません。
- 2 介護職員等として市内の介護施設等に3年以上継続して勤務します。
- 3 支援金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

第4号様式（第7条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



唐津市介護職員等就職支援金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった唐津市介護職員等就職支援金については、次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので、唐津市介護職員等就職支援金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付決定及び確定支援金額

金 円

2 交付の条件

- (1) 唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）及び唐津市介護職員等就職支援金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 市長に、就職した日から2年及び3年を経過した時点において、介護施設等勤務証明書を速やかに提出すること。

第5号様式（第7条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長



唐津市介護職員等就職支援金却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった唐津市介護職員等就職支援金については、次の理由により却下したので、唐津市介護職員等就職支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

却下の理由